

保険の ひろば

ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

全社協の「ボランティア行事用保険」

全国社会福祉協議会のボランティア行事用保険は、地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われるさまざまな行事やイベントなどにおける、主催者および参加者の「ケガ」や、主催者の「損害賠償責任」(主催者責任)を補償する保険です。

ボランティア行事用保険の特長は？

- ボランティア行事の参加者のケガや主催者の損害賠償責任を補償します。
- 行事開催地への往復途上のケガも補償の対象です。なお、賠償責任の補償は主催者責任が問われた場合のみ往復途上の事故も補償の対象となります。
- 宿泊を伴わない行事のAプランと、宿泊を伴う行事のBプランがあります。
- 食中毒によって身体に障害を負われた場合も補償されます。
- 熱中症(日射病・熱射病)も補償されます。(Aプランのみ)
- 宿泊を伴わない行事(Aプラン)は、行事区分により保険料が異なります。必ず、パンフレットに記載の「行事区分表」をご確認ください。

対象となる行事は？

- 地域福祉活動やボランティア活動の一環として日本国内で行われる各種行事です。

①ケガの補償

障害者の日帰りハイキングで、参加者が転んでケガをして通院した。



②賠償責任の補償

高齢者のふれあい食事を開催した際に、主催者の責任により食中毒が発生した。



よくあるご質問

Q1 ボランティア行事用保険の補償はいつから開始するのですか？

A1 加入手続き完了日の翌日午前0時以降の行事開催日から補償されます。加入手続きの完了とは、申込者が保険料を全社協指定口座に払い込み、「加入依頼書」(社協確認印押印済)を専用封筒で送付・提出した時となります。

Q2 日帰りの行事ですが参加者が15名です。加入できますか？

A2 宿泊を伴わない日帰り行事の場合は、最低加入人数が20名以上となりますので、ボランティア行事用保険はご加入いただけません。

Q3 予定していた行事が大雨のために順延となってしまいました。どのような手続きが必要でしょうか？

A3 行事日程が順延となった場合は、加入を受付けた社協を通じて、原則として行事開催予定日の前日までに変更手続きをしてください。なお、予め順延日が決まっている場合は、加入の際、加入依頼書に順延日を記載しておいただければ、改めて連絡する必要はありません。なお、順延が当日にしか判明しない場合は、翌営業日までに速やかに連絡してください。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>